

2021年10月4日付 EV 優遇の承認に関する政府合意 (No. 08/GOV) (抄訳)

#### 1.1 目的、ターゲット

-石油輸入の削減、外貨支出の削減、自動車利用者の支出削減、環境汚染の削減、

-2025年までに全車両の1%以上、2030年までに30%以上を目指す

#### 1.2 輸入・販売への優遇

1) 投資奨励法、関税法、税管理法、その他にもとづき実施。

2) 市場原理に基づく価格競争を奨励するためにクォータ枠を設けない。

3) 輸入販売されるEVは国際基準の技術安全性や品質を保証すること。修理や部品交換の  
アフターケアセンターを備え、また環境社会への影響を減らすためにバッテリーや廃棄物  
の処理のシステムを揃えること。

4) EV用のナンバープレートやマークを策定すること。

#### 1.3 EV生産・組立への優遇

EVの部品、パーツの製造や組立工場への投資を奨励し、EV組立のための部品やパーツ輸  
入における関税や税務上の税率削減や、法人税やコンセッション費の削減を投資奨励法、  
関税法、税管理法、その他に従い行う。

#### 1.4 EVに関連する企業への優遇

## ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

### 1) 充電ステーションへの投資優遇

-機材やシステムの輸入関税の免除/削減。

-コストや利用者の投資コストを反映した充電ステーションの価格構成を規定する。

-全国で充電ステーションを設置することへの便宜供与。

-ガソリンスタンド事業者を充電ステーションへと切り替えるように推進する。

### 2) 充電ステーションへの電力価格優遇

-適切なコストの規定を行う。修理代、道路メンテナンス費（道路基金）、エネルギー開発奨励基金、行政費、VAT など。

-季節変動のある電力価格をラオス電力公社（EDL）に提示させる（雨季は安くなる）

## 1.5 EV利用者への優遇

1) EDLによるEV充電用システムの設置時に住居・事務所のメーター費用を徴収しない。

2) ガソリン自動車に比べて30%以上道路手数料を安くする。

3) 公共施設の電気充電場所での優先的な駐車

2.1 政府がEV利用の先陣となり、新規購入の行政用車両や官位車両にはEVを購入する。その後、国営企業や、公共輸送車両の導入を徐々に進める。

2.2 政府、民間組織や一般人への導入を、大都市、郊外、国道沿いなどで進める。

3.1 各省庁は、法律、計画、プロジェクトへと拡大し、奨励、管理、便宜供与を行うこと。

## ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

- 1) エネルギー鉱山省は EV 化の政策や実施計画を策定すること。充電ステーションに関する法律策定、住宅や公共の充電ステーションにおける価格構成の規定すること。消費者に EV 利用を広げるため、経済的利用価値を確保し、石油使用自動車よりもコストを下げる事が出来るように奨励すること。
  - 2) 公共事業運輸省は、EV の安全技術基準に関する規則を国際・地域に則して検討すること。また、輸入、国内生産、登記、車検、ナンバープレートデザイン、マークなどを取り決めること。
  - 3) 財務省は、関税や諸税、手数料など EV や充電ステーション、部品事業への優遇規則を策定すること。
  - 4) 商工省は、輸入、EV 販売、部品販売などのビジネスや部品生産への便宜供与を図ること。国内 EV 販売価格管理等の管理も行うこと。
  - 5) 公安省は、公共事業運輸省と協力して、EV 用ナンバープレート、マークの生産や設置を進めること。
  - 6) 天然資源環境省は劣化したバッテリーや EV 廃棄物の分別、処理についてガイドラインを整備すること。また、EV 事業が気候変動、グリーン開発、カーボン取引などに関連した資金調達を行いやすくすること、
- 3.2 45 日以内に各省庁はガイドラインや規則を整備すること。

(注) 翻訳であるため、詳細はラオス語原文を確認のこと